

2025.5.19

EIPS 事務局

### EIPS からの情報提供 Vol.108

少額貨物（課税価格1万円以下）にかかる消費税の免税制度の見直しにつき検討が行われており、その概要は以下のとおり。

その詳細は、以下の URL をご確認ください。

[kana20250514siryo4-1.pdf](#)

#### ○ 少額貨物に関する税関を取り巻く状況

輸入件数の増加が継続。令和6年の輸入許可件数は約1億9,000万件と前年比約35%増加。少額貨物（課税価格1万円以下）の令和6年の輸入許可件数は約1億7,000万件で、全輸入許可件数の約9割を占める。

不正薬物の押収量や知的財産侵害物品の差止件数が増加傾向にある中、多数の少額貨物が輸入されることにより水際取締り上の懸念が増大。

#### ○ 消費税に係る少額免税制度の見直しに向けての動き

越境電子商取引の市場拡大に伴い、内外事業者の課税の公平性の確保等に関する問題が顕在化。

こうした状況を受け、少額免税制度（注）の見直しを含め、当該取引に係る適正な消費税の課税のあり方について政府税調等で検討が行われている。

（注）課税価格の合計額が1万円以下の少額輸入貨物について、関税及び消費税を免除（酒税、たばこ税等の内国消費税は免除されない）。ただし、一部の品目（米、砂糖、革製品等）は適用除外。

以上